第五十五号の七様式を次のように改める。

平成　年　月　日

市町村長　殿

市町村長
知　事

平成　年寄附分　市町村民税
道府県民税　寄附金税額控除に係る申告特例通知書

地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定により、下記の者から同条第2項（第9項）に規定する申告特例の求めがありましたので、同条第5項（第12項）の規定により下記のとおり通知します。

住所		性別	男　女
フリガナ		生年月日	明・大 昭・平　．　．
氏名		電話番号	
個人番号		合計寄附金額	円

備考
合計寄附金額とは、申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金の額の合計額をいいます。

第五十五号の七様式（附則第一条の四関係）

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

地方税法施行規則第八条の十八第一号及び第八条の三十九第一項第一号の改正規定を削り、同令附則第二十三条第一項第一号ロ及び第二項第一号ロの改正規定中「及び個人番号又は法人番号」を「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条において同じ。）」に改める。

附則第一条に次の一号を加える。

四　第九条の六第一号及び第九条の八第四項の改正規定　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年の翌年の四月一日

附則第二条第一項中「この省令の施行の日（以下「施行日」という。）」を「施行日」に改める。

附則第六条中「第八条の十八第一号並びに」及び「法第百二十三条第二項に規定する修正申告書又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

附則第七条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法施行規則附則第四条の四第九項第二号、第十二号の二様式の表及び第二十二号の四様式の表の改正規定並びに第二条の規定並びに附則第十三条の規定　公布の日

二　第一条中地方税法施行規則第十七号の二様式別表の改正規定及び次条第七項の規定　平成二十七年十月一日

三　附則第六条及び第十条の規定　平成二十八年四月一日

四　第一条中地方税法施行規則第十八号様式の表及び同様式記載心得の改正規定並びに次条第八項の規定　平成二十九年一月一日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第三号様式別表裏面は、平成二十八年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十七年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2　新規則第五号の四様式から第五号の七様式まで、第十七号様式、第十七号の二様式、第五十五号の三様式及び第五十五号の四様式は、平成二十九年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

3　新規則第五号の八様式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出される地方税法（以下「法」という。）第五十条の五及び第三百二十八条の五第二項に規定する納入申告書について適用し、施行日前に提出された法第五十条の五及び第三百二十八条の五第二項に規定する納入申告書については、なお従前の例による。

4　新規則第十二号の三様式、第十二号の五様式及び第十二号の六様式は、施行日以後に支払を受けるべき法第二十三条第一項第十四号に規定する利子等に係る法第七十一条の十第二項に規定する納入申告書又は新規則第三条の七第二項に規定する納入申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき同号に規定する利子等に係る法第七十一条の十第二項に規定する納入申告書又は第一条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）第三条の七第二項に規定する納入書については、なお従前の例による。

5　新規則第十二号の七様式、第十二号の九様式、第十二号の十三様式及び第十二号の十五様式は、施行日以後に支払を受けるべき法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る法第七十一条の三十一第二項（法附則第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する納入申告書又は新規則第三条の十第二項（新規則附則第十八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する納入書について適用し、施行日前に支払を受けるべき同号に規定する特定配当等に係る法第七十一条の三十一第二項に規定する納入申告書又は旧規則第三条の十第二項（旧規則附則第十八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する納入書については、なお従前の例による。